

新規事業採択時の評価の考え方について

1. 事業評価を行うにあたっての前提条件

事業評価を行うにあたっての前提条件は、次の通りとする。

事業の採択基準を満たしている。

投資効果が、 $B/C \geq 1$ であること。($B/C < 1$ は0点としている)

海岸保全区域として設定されていること。(設定されていない場合は0点としている)

自然環境や景観への影響について、十分な検討がなされ、必要な場合には対策等が事業計画案に取り込まれていること。

関係機関との調整等が整っていること。

2. 評価項目の考え方

各評価項目の設定は次の通りとする。

「公共事業評価の基本的な考え方(案)」の体系に評価項目を設定。

旧評価項目(平成10年度策定評価項目)を新体系の適切な位置に設定。

に加え、現在、定量化可能と思われる評価項目を新規に追加。

3. 評価点数

各評価項目の評価点数は次の通りとする。

5点	プラス評価(大)
4点	プラス評価(小)
3点	±0
2点	マイナス評価(小)
1点	マイナス評価(大)
0点	評価対象外(前提条件でOUT)

参考

前回の評価点数の考え方

A 最優先項目 (5点)

a 優先項目 (5点 or 4点)

b 考慮項目 (4点)

前回の総合評価

「最優先海岸」

A が2以上 or A が1つとa が2以上

「優先海岸」

A が1つ or a が2以上 or a が1つとb が2以上

「一般」

上記に該当しない。

4. 評価指標の考え方

各評価項目の評価点数は次の通りとする。

各指標の設定は、客観性を持たせるためにできるだけ定量的な評価で設定するように努める。

定量的に評価できない項目についても、できるだけ客観性を持たせるように工夫する。

例えば、自然環境や文化財のように、その価値や重要性について法律等の規定によりランク付けがなされているものについては、客観性を確保するため法律に基づく指定に準拠することとする。